

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十二号

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第一条 単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年広島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。